

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十四号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第九十八条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条中「同じ。」が、「を」同じ。」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が、「に、「いう。」のうち」を「いう。以下同じ。」又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）のうち」に、「第六十三条第一項に規定する通いサービス」を「第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する通いサービス」に、「同項」を「指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項」に、「以下同じ。」を基準該当生活介護事業所」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第一号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「に規定する登録者」を「又は第七十一条第一項に規定する登録者」に、「厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令」を「厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令」に、「小規模多機能型居宅介護事業所に」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等に」に、「二十五人」を「二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、十八人）」に改め、同条第二号中「指定小規模多機能型居宅介護事

業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「以下」を「以下この号において」に、「十五人」を「十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

第九十八条第三号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十七条第二項第一号」の下に「又は第七十五条第二項第一号」を加え、同条第四号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十三条」の下に「又は第七十一条」を加える。

第一百十二条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第一号中「であつて」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であつて」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「のうち」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち」に、「に規定する」を「又は第七十一条第六項に規定する」に改め、同条第二号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「九人」を「九人（サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、六人）」に改め、同条第三号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「に規定する」を「又は第七十五条第二項第二号ハに規定する」に改める。

附則第八条を附則第十四条とし、附則第五条から第七条までを六条ずつ繰り下げ、附則第四条第一項及び第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第三項中「附則第四条第一項」を「附則第十条第一項」に改め、同条を附則第十条とし、附則第三条を附則第九条とする。

附則第二条中「指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を「指定共同生活援助の事業等」に改め、同条を附則第八条とし、附則第一条の次に次の六条を加える。

（地域移行支援型ホームの特例）

第二条 次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めた場合においては、平成三十七年三月三十一日までの間、第九十八条第一項（第二百一条の六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」

という。)を行うことができる。

一 県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域(法第八十九条第二項第二号の規定により県が定める区域とする。以下同じ。)における指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助(以下「指定共同生活援助等」という。)の量が、指定共同生活援助の事業等を開始する時点において、都道府県障害福祉計画において定める県又は当該区域における指定共同生活援助等の必要な量に満たない県又は当該区域において行うものであること。

二 当該病院の精神病床の減少を伴うものであること。

2 前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所(以下「地域移行支援型ホーム」という。)についての第百九十八条第二項から第九項まで(第二百一条の六において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第百九十八条第二項中「四人以上」とあるのは、「四人以上三十人以下」とする。

(地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等)

第三条 指定共同生活援助等に係る共同生活住居(地域移行支援型ホームであるものに限る。)の構造及び設備は、その利用者の生活の独立性を確保するものでなければならない。

(地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間)

第四条 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者(以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。)は、利用者に対し、原則として、二年を超えて指定共同生活援助等を提供してはならない。

(地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の取扱方針)

第五条 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者が住宅又は指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(以下「住宅等」という。)において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前条に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

第六条 地域移行支援型ホームについての第二百一条又は第二百一条の十二において準用する第六十一条の規定の適用については、同条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第四条に定める期間内に附則第五条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置)

第七条 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会(以下「地域移行推進協議会」という。)を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告するとともに、地域移行推進協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 地域移行支援型ホーム事業者は、法第八十九条の三第一項の協議会その他これに準ずるものとして知事が認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に指定共同生活援助の事業等の提供状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。